



補助金
桂川町結婚新生活支援事業
結婚新生活を始めるための
費用を助成します

企画財政課 企画広報係 ☎65・1085
桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃、引越し費用、リフォーム費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。(夫婦ともに29歳以下は最大60万円)

【対象】

- ① 令和7年1月1日〜令和8年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理されること
 - ② 夫婦とともに桂川町に住居登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること
 - ③ 申請日から2年以上継続して居住する意思があること
 - ④ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
 - ⑤ 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること
 - ⑥ 過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと
- ※その他にも条件があります。
- 【申請期間】** 令和8年3月31日まで
- 【助成額】** 1世帯当たり上限30万円(ただし夫婦ともに29歳以下は上限60万円)
- ※この事業に該当しない新婚世帯の方でも、「結婚祝金支給事業」に該当する場合があります。詳しくはお問合せください。



補助金
移住定住支援の取組紹介
令和7年度 桂川町移住定住
奨励金等交付事業について

企画財政課 企画広報係 ☎65・1085
桂川町では、本町への移住定住促進に向けた取組の1つとして、「桂川町移住定住奨励金等交付事業」を実施しています。
これは、左記の**【交付の要件】**を全て満たし、まちづくりや地域づくりに参画いただける世帯に対して、感謝の意を表すため、移住定住奨励金等を交付するものです。

令和6年1月2日〜令和7年1月1日に住宅を取得された世帯には、事業案内に関する書類等を郵送しています(※提出期限あり)。内容の確認をよろしく願います。

また、案内書類等が届いていない世帯がありましたら、担当係までお問い合わせください。

【交付の要件】 次の要件を全て満たす世帯

- ① 令和6年1月2日〜令和7年1月1日の期間に、床面積50㎡以上の生活の本拠となる居住用住宅を購入した世帯
- ② 世帯員等が桂川町の住民基本台帳に登録され、対象住宅に住民票を移していること
- ③ 申請日において、町税等の滞納がないこと
- ④ 行政区に加入していること
- ⑤ 暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと



お知らせ
立ち直りを支える地域のチカラ
第46回 桂川町社会を
明るくする運動大会

企画健康福祉課 高齢者・女性係 ☎65・0001
【日時】 7月30日(水) 13時〜15時40分
【場所】 総合福祉センター「ひまわりの里」多目的ホール
【内容】
・ 啓発ビデオ視聴
・ 講演「更生保護について」
(講師) 福岡保護観察所 飯塚駐在官事務所 統括保護観察官 梶田尚志 氏

桂川町公式LINE
ぜひご利用ください!
登録方法はこちら!

① LINE ホーム画面から登録
桂川町と検索して、友達追加!

② QRから登録